

## 居宅療養管理指導 ふるさと往診クリニック 運営規程

ふるさと往診クリニックが実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

ふるさと往診クリニックが実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や置かれている環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

### （事業所の名称等）

名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 ふるさと往診クリニック  
所在地 仙台市泉区明石南2-4-5  
TEL 022-344-8987  
FAX 022-344-8986

### （職員の職種、員数及び職務内容）

指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

医師 1人以上

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

### （営業日及び営業時間）

事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00  
土曜日、日曜日、祝日及び8月13～16日、12月29日～1月3日を除く。

### （事業の内容）

指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。

要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。その他療養上必要な事項についての指導・助言を行う。

### （利用料等）

指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割、2割又は3割とする。前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

### （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、仙台市泉区明石南、泉ヶ丘、市名坂、永和台、桂、北高森、向陽台、将監、将監殿、松陵、高玉町、高森、鶴が丘、天神沢、七北田、歩坂町、本田町、山の寺、友愛町、富谷市明石台、あけの平、大清水、上桜木、成田、東向陽台とする。

### （苦情処理）

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、必要な措置を講じる。

利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

### （事故処理）

居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、家族、後見人に対して連絡を行い、必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

### （その他運営に関する重要事項）

従業者は業務上知り得た利用者又はその後見人又は家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその後見人又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はふるさと往診クリニックが定めるものとする。